

課外活動団体のみなさま

学生のみなさま

学生部長 豊島 明子

「緊急事態宣言」の解除に伴う課外活動の段階的な再開について

先月27日に愛知県に発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（以下、「緊急事態宣言」）の期間中、8月26日付文書『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』発出に伴う課外活動の禁止について、および9月9日付文書『新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言』延長に伴う課外活動禁止期間の延長について」でお知らせしたとおり、課外活動を禁止する措置を実施してきました。ただし、この期間中も、「加盟団体または連盟公式戦、公式行事等のやむを得ない活動」が必要な団体には、申請された内容を1つ1つ精査した上で、例外的に活動を許可してきました。この8月以降、感染力の強いデルタ株が猛威をふるい、感染者に占める20代の割合が高くなる等、厳しい情勢が続いてきましたが、幸いにして、この課外活動禁止期間中、南山大学では、「やむを得ない活動」として許可した活動による感染者は生じておりません。これは、活動を例外的に許可された課外活動団体の皆さん一人ひとりが、感染防止対策を怠ることなく活動を続けてきたおかげだと受けとめています。皆様のご理解とご協力に、あらためて感謝いたします。

この度、国において、愛知県に出されていた「緊急事態宣言」が、9月30日をもって解除されることが決定されました。このため、ひき続き新型コロナウイルスへの警戒を緩めることができない情勢は変わりませんが、大学生活における課外活動の重要性に鑑みて、今後は、**活動レベルを「フェーズ3」とします。その際、各団体で作成した感染症対策を徹底・強化することを条件に、活動再開を可とすることといたします。**課外活動を行う際は、別紙の「課外活動における感染防止対策について（南山大学）」を参照し、課外活動団体ごとに講ずべき対策を具体化し、これを確実に実行してください。なお、10月末には大学祭の開催を控えており、現在、感染防止に注意を払いながら、大学祭運営委員会を中心に、準備が進められています。大学祭の開催を実現するには、今後の課外活動が安全に行われることが最低条件となりますので、そのような意味においても、感染防止対策の確実な実行について、皆さんのひき続きのご協力をお願いいたします。

記

【10月1日（金）以降】（フェーズ3）

感染防止対策を講じたうえで、以下の課外活動を認めます。

- ・ 課外活動には、公認・準公認団体、有志団体、学生交流センターコアグループも含まれます。
- ・ 屋内外を問わず、複数人の活動を可とします。
- ・ 屋内で活動する際は、教室等の定員の1/3を上限に、活動内容に合わせた人数制限をしてください。
- ・ 学内外での公式戦や練習試合への参加も可としますが、可能な限り自粛してください。
- ・ 課外活動団体の構成員に学外者が含まれている場合、「感染防止対策」を遵守することを条件に、参加を可とします。この場合、「2021年度活動内容申請・報告書」もしくは「集合・行事許可申請書」の「参加者名簿」に記載が必要です。
- ・ イベントや演奏会も、来場者全員の氏名・連絡先（携帯番号）リストの作成等、準備・申請ができる活動であれば、可とします。新型コロナウイルス感染症に関し、学生課から確認の連絡があれば、速やかに情報提供できるようリストの保管をお願いします。

※学生の感染拡大のリスクを高める不適切な行動により課外活動に関連したクラスター等が発生すれば、課外活動を行うことへの社会的批判が高まることに繋がります。そのような行動ひとつが、感染症対策

に万全を期して課外活動に取り組んでいる、他の南山大学の学生や、全国の多くの学生にも影響を与えることを、一人ひとりの学生が自覚し、当事者意識をもって適切な行動をとることが重要です。各団体の活動に即し、感染リスクの高い活動を可能な限り制限する措置を盛り込んだ感染防止対策を各団体において講じてください。なお、活動再開にあたっては、申請書を提出し、学生課の承認を得た上で活動するようにしてください（承認の連絡があるまで、活動はできません）。

[上記の期間中の注意事項]

- ・活動中は「3密」を防ぐ対策を講じること。食事会、懇親会、合宿、遠征等の宿泊を伴う活動、感染対策が十分でない環境での活動は、ひき続き禁止します。
- ・活動を再開する団体においては、新型コロナウイルスへの不安感等から活動再開に躊躇する学生に対し、意に反する活動を強制することのないよう十分配慮すること。
- ・説明会開催等のオンラインでの課外活動は、「【注意喚起】Zoomによる説明会等開催について」（2021年5月28日 PORTA 掲載）に留意の上、ひき続き可とします。
- ・提出された対策が不十分である場合や、活動再開後に対策が遵守されていないと学生課が判断した場合には、当該団体について活動禁止等の措置を講じます。
- ・グラウンド等学内各施設の利用については、複数の団体が同時刻に共有して使えない場合があります。
- ・課外活動に参加する学生自身による日常的な健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある場合は活動への参加をしないこと。
- ・課外活動に参加する学生が感染した場合の感染拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認すること。
- ・近距離で組み合わせることが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動等を一時的に制限すること。
- ・活動中は大きな声での会話や応援等はしないこと。
- ・用具等については、不必要な使い回しは行わず、こまめに消毒すること。
- ・大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や、会場等での更衣室や会議室等の利用時においても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。
- ・課外活動終了後に、飲み物を飲みながら会話したり、食事をした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での複数名での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後は速やかに帰宅すること。
- ・部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。

以上